

Intellectual Property

Newsletter No.103

Contents

法改正

「知的財産推進計画2025」について

特許侵害

PCT出願の指定国において特許を受ける権利を有することの 確認を求める訴えと確認の利益

知財高裁(4部) 令和7年4月24日判決〔PCT出願確認請求事件〕

審決取消

訂正要件(新規事項の追加)に関する判断の誤りによって 審決が取り消された事例

知財高裁(2部) 令和7年2月27日判決〔多角形断面線材用ダイス事件〕

商標法

商標法4条1項15号の該当性の判断が審決と判決で分かれた事例

知財高裁(2部) 令和7年4月24日判決〔日本食育防災士事件〕

不正競争防止法

営業秘密該当性、商品等表示該当性を否定した事例

大阪地裁(26部) 令和7年4月24日判決〔K型フレーム事件〕

お知らせ

事務所NEWS / 執筆情報

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

法改正

「知的財産推進計画2025」について



平野 恵稔

PROFILEはこちら

1. 知的財産推進計画2025～IPトランスフォーメーション～

2025年6月3日、2003年(平成15年)から始まった知的財産推進計画の2025年(令和7年)版が[知的財産戦略本部](#)により決定されました。

本計画では、主要項目を次のとおり定めています。

(1) AI・デジタル時代の知的財産制度

①「AI技術の進歩の促進」と「知的財産権の適切な保護」の両立を図るため、

・権利者・クリエイターの懸念への対応として、「法」「技術」「契約」の各手段を組み合わせた取組を促進するとともに、AI開発の透明性確保の方法を検討していく、
・AI開発者へのインセンティブの担保の観点から、AI利用発明の発明者の定義等について検討していく、
ことを定めました。

②国内外の企業を惹きつける「世界最先端の知財制度・システム」を実現するため、DX対応として、ネットワーク上における国境を跨いだ特許侵害への対応(特許法)、仮想空間におけるデザイン保護の強化(意匠法)等、法改正を含めた必要な措置を講じることとしています。

(2) 新たな国際標準戦略の策定・ルール形成の推進

2006年以降、19年ぶりとなる「新たな国際標準戦略」を策定し、国際標準化に向けた17の重要領域(特に、対応の緊急性を踏まえ特定された8つの戦略領域(環境・エネルギー、量子、デジタル・AI、バイオエコノミー等)を定め、グローバル市場でのルール形成を日本が主導することを目指し、官民の資源を優先的に投下することとしました。

(3) 「コンテンツと地方創生の好循環プラン」の策定

①アニメツーリズムやロケ誘致など地域一体となった取組を加速するため、「コンテンツと地方創生の好循環プラン」を新たに策定し、地方創生2.0の推進に向けて、クールジャ

パン戦略会議において、2033年までに全国約200カ所の拠点を選定し、成功事例の輩出・共有を進めることとしました。

②2033年までに、エンタメ・コンテンツ産業の海外市場規模を20兆円とする、との目標実現に向けて、官民でPDCAサイクルを回していくこととしています。

2. IPトランスフォーメーション

(1) 具体的には、クールジャパン・コンテンツに代表される、我が国の知的資本(技術力、コンテンツ力、国家ブランド力等)を最大限活用し、グローバル知的資本を誘因・集積して、知的資本を活用し国内外の社会課題の解決を図る「新たな知的創造サイクル」(創造、保護、活用)の構築を目指す(IPトランスフォーメーション)としています。

(2) IPトランスフォーメーションとして、次の点を詳しく検討しています。

(知的財産の「創造」)

- ① 知財・無形資産への投資による価値創造
- ② AIと知的財産権
- ③ 創造人材の強化・ダイバーシティの実現

(知的財産の「保護」)

- ④ 技術流出の防止
- ⑤ 海賊版・模倣品対策の強化
- ⑥ 産業財産権制度・運用の強化
- ⑦ 地域における知財保護

(知的財産の「活用」)

- ⑧ 産学連携による社会実装の推進
- ⑨ スタートアップ支援
- ⑩ 新たな国際標準戦略
- ⑪ データ流通・利活用環境の整備

(新たなクールジャパン戦略のフォローアップ)

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

⑫ 新たなクールジャパン戦略の実装

⑬ コンテンツ戦略

(3) 今年の推進計画が取り上げたIPトランスフォーメーションのいくつかを詳しく説明しますが、その「現状と課題」と「今後の予定(方向性)」の間に「KPI」(重要業績評価指標)を設けています。

① AIと知的財産権

・AI学習コンテンツに係るライセンス市場と権利者への対価還元に向け、AI事業者による学習データ等の情報開示など、透明性の確保を促す具体的な対応等が求められており、例えば、AI事業者ガイドライン等を通じてAI事業者による適切な開示対応を促すことが重要となる。

・発明創作過程においてAIを利用した場合、AIの開発者等がどのような貢献をすることで発明者として認められるか否かについて明確な基準が存在せず、AI開発者の地位の明確化に向けた検討が必要となる。

(現状と課題)

・生成AIの利活用は海外と比較して我が国では進んでいない。

・権利者への対価還元の機会が得られないこと等で利活用を躊躇する影響が生じている。

・AIの発明者等がどのような貢献をすることにより発明者になるか明確な基準がない。

(KPI)

・日本企業のAIの利活用率を概ね100%まで高める。

・AI利用発明の明確化を進め、AI利用による研究開発を促進する(AI分野の研究費増加)。

(今後の予定(方向性))

・「AI事業者ガイドライン」等を通じて、AI事業者による主体的な開示対応を促すとともに、AIに関連する制度の運用の具体化の中で、国際的な働きかけも行いつつ、実効性の担保に資するような透明性を確保する。

・産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会にお

ける、AI利用発明の発明者の定義等についての検討およびその明確化に向けた対応をとる。

② 産学連携による社会実装の推進／スタートアップ支援

・大学知財の社会実装機会の最大化と資金の好循環に向けて、大学知財ガバナンスガイドラインの浸透と産学連携の実態把握を進め、好事例の収集・分析・公表等の必要な対応を検討する。

・スタートアップの事業化に重要となる知財戦略の構築に向け、スタートアップ向けの戦略構築支援等の取り組みを進めつつ、官民をあげて知財人材派遣や知財支援人材の育成を支援する。

(現状と課題)

・大学知財の社会実装機会(現在は約8割が未利用)の最大化と資金の好循環の更なる向上が必要である。

・スタートアップエコシステムにおける知財浸透や、スタートアップの知財戦略の構築を支援できる知財人材が不足している。

(KPI)

・大学知財ガバナンスガイドラインの普及などを通じて、知財の社会実装機会の最大化を後押しする(社会実装事例やその状況把握)。

・スタートアップへの知財面からの支援策を通じて、スタートアップ育成を推進する(スタートアップ支援満足度や事例を含めた状況把握)。

(今後の予定(方向性))

・大学知財ガバナンスガイドラインや大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針の普及促進、加えて、産学連携の実態調査を行い、好事例の収集・分析・公表等の必要な対応を検討する。

・シーズ発掘と出口戦略策定から、事業化の各フェーズでの切目ない知財支援をする。人材派遣支援と人材育成支援。

(4) 知財推進計画2025では、日本の競争力が低落傾向にあることを前提に、将来にわたる国内市場の縮小とグロー

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

バル市場の成長を見据え、日本の今後の知財戦略の方向性を検討しています。目新しいものがないともいえませんが、一つ一つの課題を克服して、知財による我が国産業の国際競争力の強化を図ることが必要となっています。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

PCT出願の指定国において特許を受ける権利を有することの
確認を求める訴えと確認の利益

知財高裁(4部)令和7年4月24日判決(令和6年(ネ)第10029号)裁判所ウェブサイト
〔PCT出願確認請求事件〕



田中 想音

PROFILE [はこちら](#)

1. 事案の概要

本件は、原審被告ら(「Yら」)が特許出願を行った複数の発明につき、原審原告(「X」)が、Xの役職員の職務発明であるからXが特許を受ける権利を有すると主張して、Xが特許を受ける権利を有することの確認を求める事案です。

Xの確認請求の対象たる発明及び当事者は複数にわたりますが、本稿では、Yらにより特許協力条約に基づく国際出願(PCT出願)が行われた3件の発明(「本件発明」)について取り上げます。

Xは、本件発明につき、特許協力条約の締約国の全てにおいて特許を受ける権利を有することの確認を求めています(「本件請求」)。なお、当該国際出願はいずれも、指定国においても国内移行手続が行われず、取下擬制がされていました。

2. 裁判所の判断

裁判所は、以下のとおり判示し、Xの本件請求につき、確認の利益を欠くとして却下しました。

「特許権に関する属地主義の原則に照らし、特許を受ける権利が諸外国においてどのように取り扱われ、どのような効力を有するかについては、当該特許を受ける権利に基づいて特許権が登録される国の法律によって決せられると解されるところ、当該発明につき、いかなる外国においても新たな出願又は国内移行等がされておらず、その具体的な予定も明らかにされていない現時点において、当該発明につき特許を受ける権利を確認することについて、紛争の成熟性を認めることはできない。」

また、Xは、「一つの国の裁判所で全ての指定国における特許を受ける権利についての判決を取得できることで、紛争の抜本的解決に資するだけでなく、当事者の負担は軽減されることになる。日本の裁判所は本件の紛争について

国際裁判管轄を有し、また、準拠法についてはXの主張としては日本法であるが、それが容れられないとしても裁判所が法の適用に関する通則法に基づき適宜判断すれば足りることである」と主張していましたが、裁判所は、「158か国もの特許協力条約の締約国における関係法令の内容及びこれらに基づきXが特許を受ける権利を有していることについて、当事者から具体的な主張立証がないのに、裁判所がこれらを認定判断することはできない。Xの主張は失当である。」と判示し、Xの主張を斥けました。

3. まとめ

一般に確認訴訟においては、確認の対象が理論上無限定であることから原告が確認を求める権利・法律関係について、現に不安や危険が存在し、その不安や危険を解消するために確認判決が有効かつ適切であることが必要と解されており、これを確認の利益といいます。そして、確認の利益の判断基準の一つとして、即時確定の利益、すなわち、確認対象たる権利・法律関係を確定する必要がある程度に紛争が成熟し、現実化していることが必要と考えられています。

本件は、特許を受ける権利の確認を求める訴えにつき、国際特許出願が行われたものの、指定国において国内移行手続等が行われず、かつ、その具体的予定も明らかではないという状況においては、本件発明に係る特許を受ける権利の帰属を確定することについて紛争の成熟性が認められないとして、確認の利益を否定したものであり、その判示上は、主に前述の即時確定の利益を否定して確認の利益を認めなかったものと解されます。

本件はそのような具体的な状況を前提とする判断ではありますが、特許を受ける権利の帰属に関する紛争が生じた場合の訴訟手続の選択に関して参考になり得るためご紹介させていただく次第です。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

訂正要件(新規事項の追加)に関する判断の誤りによって審決が取り消された事例



古庄 俊哉

PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(2部)令和7年2月27日判決(令和6年(行ケ)第10013号)裁判所ウェブサイト
〔多角形断面線材用ダイス事件〕

1 事案の概要

本件は、被告Yが保有する「多角形断面線材用ダイス」の発明に係る特許(特許第6031654号。「本件特許」)について、原告Xが請求した特許無効審判(無効2020-800043号事件)に関する審決の取消訴訟です。

特許庁は、本件特許の請求項1～6、7～12の訂正を認めたうえ、請求項1～4、6～12に係る特許についての本件無効審判の請求は成り立たない、請求項5に係る特許についての本件審判の請求は却下するとの審決(「本件審決」)をしたため、Xが本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起しました。

本件では、本件訂正の訂正要件適合性、記載要件(サポート要件、明確性要件)及び進歩性についての判断の誤りの有無が争点となりましたが、知財高裁は、本件訂正は新たな技術的事項を導入するものであり、訂正要件に適合するとした本件審決の判断には誤りがあるとして、本件審決を取り消しました。そこで、本稿では、訂正要件適合性に関する知財高裁の判断をご紹介します。

2 知財高裁の判断

本件訂正のうち訂正事項1及び訂正事項3から5まで(「本件訂正1等」)は、本件訂正前における請求項1、7及び8の「略多角形」につき、C—2事項「前記略多角形は、基礎となる多角形の少なくとも1の角を少なくとも半径0.8mmの曲率の円弧でつないだものに置き換えたもの」を追加し、請求項6の「曲線」につき「円弧」に置換するものであるところ、Xは、本件訂正1等は、新たな技術的事項を導入するものであるから、訂正要件(特許法134条の2第9項、126条5項)に適合しないと主張しました。

知財高裁は、本件訂正1等は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであり、訂正の目的は特許法134条の2第1項ただし書1号に適合すると判断した一方、C-2事項は、本件明細書(本件特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面であって本件訂正直前のもの)の当初記載事項との関係で新たな技術的事項を導入するものであるため、本件訂正は本件明細書に記載した事項の範囲内における訂正ということはできず、特許法134条の2第9項、

¹ 本件訂正前の請求項1は以下のとおりです。

「略円筒形状をもつ引抜加工用ダイスを保持し前記引抜加工用ダイスの前記略円筒形状の中心軸を中心として前記引抜加工用ダイスを回転させるダイスホルダーと、

内部に収納された潤滑剤が材料線材に塗布された後前記引抜加工用ダイスに前記材料線材が引き込まれるボックスと、を含む引抜加工機であって、

前記引抜加工用ダイスのベアリング部の開口部は略多角形の断面形状を有し、

前記開口部の断面形状が前記材料線材の引抜方向に沿って同じであることを特徴とする引抜加工機」

² 本件訂正後の請求項1は以下のとおりです(本件訂正に係る箇所には下線を付しています。)

「A 略円筒形状をもつ引抜加工用ダイスを保持し前記引抜加工

用ダイスの前記略円筒形状の中心軸を中心として前記引抜加工用ダイスを回転させるダイスホルダーと、

B 内部に収納された潤滑剤が材料線材に塗布された後前記引抜加工用ダイスに前記材料線材が引き込まれるボックスと、を含む引抜加工機であって、

C—1 前記引抜加工用ダイスのベアリング部の開口部は略多角形の断面形状を有し、

C—2 前記略多角形は、基礎となる多角形の少なくとも1の角を少なくとも半径0.8mmの曲率の円弧でつないだものに置き換えたものであり、

D 前記開口部の断面形状は前記材料線材の引抜方向に沿って同じであることを特徴とする引抜加工機」

[次ページへ続く](#) ▼

126条5項所定の訂正要件に違反すると判示しました。

- 訂正の請求は、「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内」においてしなければならない（特許法134条の2第9項、126条5項）。これは、出願当初から発明の開示が十分に行われるようにして、迅速な権利付与を担保するとともに、出願時に開示された発明の範囲を前提として行動した第三者が不測の不利益を被ることのないようにしたものと解される。
- 「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項」とは、当業者によって、明細書、特許請求の範囲又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項を意味すると解するのが相当であり、訂正が、当初技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該訂正は「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内」においてするものといえることができる。これは、出願当初から発明の開示が十分に行われることで迅速な権利付与を担保し、第三者が不測の不利益を被らないようにするための規定であり、当初技術的事項（明細書等のすべての記載を総合して導かれる技術的事項）の範囲内である必要がある。
- 本件明細書においては、引抜加工用ダイスの断面形状の略多角形の一つ以上の「角」を円弧に置き換えることにより、引抜加工用ダイスと材料線材との間の空間において潤滑剤の塊の発生を防ぐという技術思想は開示されているものの、効果の発生機序・原理についての説明はなく、実施例としては、①引抜加工による完成線材が棒材であり、②棒材は四角形断面であり、③作成される棒材は1辺が4mmである場合において、④ダイスの開口部の角を曲率半径0.8mm程度の円弧で結ぶことにより「丸めた」形状としたときは、潤滑剤の塊ができにくくなることが開示されているにとどまる。本件明細書に記載された具体的な実施例（「本件実施例」）で採用された1辺の長さの数値（4mm）、円弧の曲率半径の数値（0.8mm程度）及

びこれらの組合せの技術的意義の有無及び効果の程度は不明である。

- C-2事項は、多角形の形状の種類や1辺の長さの程度にかかわらず、当該多角形の「角」を「少なくとも半径0.8mmの曲率の円弧」に置換するものであり、当該円弧は内接円のものに限定されていない。しかし、本件実施例で採用された曲率半径「0.8mm程度」の数値の技術的意義については、本件明細書には何ら記載がなく、これを示唆するような記載もない。多角形の形状や1辺の長さ、円弧の中心の位置にかかわらず、角を置き換える円弧の曲率半径の最低値を「0.8mm」とすることの技術的意義は、本件明細書には記載されていなかった事項である。
- また、C-2事項は、基礎となる多角形の形状やその1辺の長さ、円弧の中心の位置について何ら特定・限定していないが、本件実施例は、引抜加工対象の棒材が四角形断面であり、作成される棒材の1辺が4mmであることを前提とするものであり、本件明細書には本件実施例以外の実施例は掲げられていない。本件実施例の各数値の組合せの技術的意義や、本件特許に係る発明における効果の発生機序・原理についての一般的な説明もない。
- 本件明細書には、具体的な技術的事項として、「角」に置換される円弧につき、1辺の長さや円弧の中心の位置にかかわらず、最低曲率「半径0.8mm以上の円弧」であれば発明の効果が得られる構成が開示されていると認めることはできない。
- そうすると、C-2事項は、本件明細書の当初記載事項との関係で、新たな技術的事項を導入するものと言わざるを得ない。

3 コメント

本件訂正により追加された「少なくとも半径0.8mmの曲率の円弧」との事項は、本件明細書の実施例の構成であり、一見すると本件明細書に記載があるようにも思われます。もっとも、当該実施例は、あくまで、棒材が四角形断面で

次ページへ続く ▼

あり、作成される棒材の1辺が4mmであることを前提として角を置き換える円弧の曲率半径の最低値を0.8mmとしているものであり、本件明細書では、基礎となる多角形の形状やその1辺の長さ、円弧の中心の位置にかかわらず角を置き換える円弧の曲率半径の最低値を0.8mmとすること自体による技術的意義や効果の発生機序・原理は説明されていませんでした。そのため、知財高裁は、実施例における具体的な構成を離れて、角を置き換える円弧の曲率半径の最低値を0.8mmとするという技術的事項は、本件明細書の当初記載事項には開示されておらず、本件補正により追加されたC-2事項は、新規事項の追加にあたると判断したのではないかと考えられます。

本件は、訂正事項が新規事項の追加にあたるか否かが判断された一事例として実務の参考になるかと思います。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標法

商標法4条1項15号の該当性の判断が審決と判決で分かれた事例

知財高裁(2部)令和7年4月24日判決(令和6年(行ケ)第10095号)裁判所ウェブサイト
〔日本食育防災士事件〕



小山 隆史

PROFILE [はこちら](#)

1. 事案の概要

原告(「X」)が指定役務を第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授」等とする右の「防災士」との商標(「引用商標」)の設定登録を受けた後に、第三者が指定役務を第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授」等とする「日本食育防災士」との商標(「本件商標」)の設定登録を受け、被告(「Y」)が本件商標に係る商標権を特定承継した事案において、Xが本件商標の商標登録の無効審判を請求しましたが、特許庁は、本件商標は、商標法4条1項6号、7号、10号、11号、15号又は19号のいずれにも該当せず、当該審判請求は成り立たないとの審決(「本件審決」)をしました。Xが本件審決の取消しを求めて知財高裁に提訴したところ、知財高裁は、本件商標は商標法4条1項10号及び11号には該当しないが、同項15号(混同を生ずるおそれがある商標)には該当するとして本件審決を取り消し、Xの請求を認容しました。本稿では、特許庁と知財高裁で判断の分かれた商標法4条1項15号の該当性についてご紹介いたします(「防災士」の文字よりなる商標を「引用使用商標」、引用商標と併せて「本件各使用商標」)。

2. 本件審決の要旨

本件審決は、以下のとおり述べて、商標法4条1項15号の該当性を否定しました。

- ・ 引用使用商標は、防災関係者の間においてある程度の周知性を獲得していたとしても、我が国の一般需要者の間において広く親しまれた著名な民間資格ではない。また、防災関連資格の名称としては独創性の程度は低い。
- ・ 本件商標と引用使用商標の類似性の程度は低い。
- ・ 本件商標をその指定役務について使用したとしても、こ

れに接する需要者は、引用使用商標とは異なる固有の民間資格を連想するとしても、引用使用商標又はXを連想、想起し、当該役務がX又はXと経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように、役務の出所について混同を生ずるおそれはない。

3. 知財高裁の判断

(1) 知財高裁は、商標法4条1項15号の判断基準について、以下のとおり述べました。

- ・ 商標法4条1項15号は、周知表示へのただ乗り及び希釈化を防止し、商標の自他識別機能を保護することによって、商標使用者の業務上の信用の維持及び需要者の利益の保護を目的とするものであるから、同号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、当該商標をその指定商品又は指定役務(「指定商品等」)に使用したときに、当該商品等が他人の商品又は役務(「商品等」)に係るものであると誤信されるおそれがある商標のみならず、当該商品等がこの他人との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤信されるおそれ(広義の混同を生ずるおそれ)がある商標を含むものと解するのが相当である。
- ・ 同号の「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

商品等の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきである(最判平12・7・11〔ルールデュタン事件〕参照)。

(2) 知財高裁は、上記の基準を以下のとおり適用しました。

① 本件商標と本件各使用商標との類似性の程度

・本件商標は、商標法4条1項10号又は11号の適用との関係では、本件各使用商標と類似するものではないが、本件商標の外観のうち「防災士」の部分、称呼のうち「ボウサイシ」の部分は、それぞれ本件各使用商標と同一であり、観念においても「防災に関する何らかの資格、その資格を有する者」という要素において共通性が認められる。

・本件商標は、本件各使用商標との関係で、このような共通性を有する限度では類似性を有する一方、本件商標の指定役務の需要者であって、防災又は防災に関する資格について関心を有する者の間においては、本件各使用商標は周知である。そうすると、本件商標は、本件各使用商標と区別して識別することができるものではあっても、その需要者からみれば、「防災士」と全く無関係なものではなく、何らかの関連性を有する資格ではないかという連想を生じさせ得るものである。

② 本件各使用商標の周知著名性及び独創性の程度

・本件商標の指定役務の需要者には、防災又は防災に関する資格について関心を有する者が含まれており、このような需要者の間において本件各使用商標は周知であると認められる。

・本件各使用商標は、「防災」の語に資格者を示す「士」を加えたにすぎず、その独創性の程度は高いとはいえない。

③ 本件商標の指定役務とXの業務に係る役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度、役務の取引者及び需要者の共通性、その他取引の実情

・Xは、防災に関する民間資格である「防災士」の資格の

認証、防災士の資質向上を図る事業や防災に関する啓蒙活動等を行うことを目的とし、Xは自ら実際にそれらの活動を行っているほか、Xの認定を受けた多数の地方自治体や大学等が、防災士養成研修実施機関として、防災士の資格試験受験のための研修を実施するなど、Xの「防災士」に係る役務の提供は、Xのみならず、Xが認めた関係団体を通じても行われていること、Xから認証を受けた防災士や防災士の団体である日本防災士会が、地域、職場等の防災訓練における指導、災害対応マニュアルの作成支援、防災に関する講演等の啓発活動等、防災に関するさまざまな活動を行っていることが認められる。

・防災と食に関連するテーマは、本件商標の登録査定日前から、防災士が講師として参加する防災に関する地方自治体等の行う啓蒙活動等において繰り返し取り上げられている。このことは、「防災」と「食」とが密接に関連しており、防災に関係する食の問題がXの業務に係る役務(防災士の育成及び活用、防災等を目的とする団体・個人との連携、講演会・シンポジウム等の啓蒙活動等)の対象分野の1つであることを示すものである。

・他方、本件商標の指定役務(技芸・スポーツ又は知識の教授、教育上の試験の実施、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、放送番組の製作等)は、Yの事業の1つである「防災・非常用途の食糧品及びツールに関する商品情報の収集、危機管理情報の収集、分析、提供サービス」に係る役務として提供されるときは、いずれも、防災と食をテーマとするという意味において、本件各使用商標を使用して行うXの啓蒙活動等の業務と対象分野が重なることになる。

・そうすると、本件商標の指定役務とXの業務に係る役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度は、高いというべきである。

・本件商標の指定役務の需要者と本件各使用商標に係る

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

Xの業務の需要者は、いずれも防災又は防災に関する資格に関心を有する者が含まれるから、需要者の共通性が認められる。

- ・静岡県は、Xから防災士養成研修実施機関の認定を受けているほか、平成17年以降、名称に関するXの承諾を得て、独自に「静岡県ふじのくに防災士」(平成21年までは「静岡県防災士」)を養成しており、Xが認証する「防災士」とは別のものであることの注意喚起とともに、ホームページにおいて告知している。このことは、逆にいえば、一般に「防災士」の名称は、その前に付加される語句如何にかかわらず、Xの認証する「防災士」と関係するものであるとの誤解が生じやすいという現状認識を示すものといえることができる。

- (3) 知財高裁は、以上の事情を総合して、本件商標をその指定役務に使用するときは、その需要者の普通に払われる注意力を基準としても、その役務がXの「防災士」と何らかの関係を有する防災関係の資格であって、X又はXが認めた関係機関が運営・管理するものの業務に係る役務であるとの混同(広義の混同)を生ずるおそれがあるといえることができる、と判断しました。

4 コメント

本件商標と引用商標にはともに「防災士」の要素が含まれているところ、本件審決では、商標法4条1項10号及び11号における類似性の判断において、本件商標は全体で一連一体の造語を表してなるものであり、「防災士」の文字部分だけを分離して観察することは取引上不自然であるとして、全体的に観察して両商標の類似性を否定しましたが、知財高裁も本件商標の分離観察を認めず、両商標の差は大きく、判別は容易であって、「日本食育防災士」が「防災士」と取り違えられて出所の混同が生じていることを認めるに足りる証拠もないとして、両号における類似性を否定しました。

他方で、商標法4条1項15号の該当性の判断要素の1つ

である類似性について、知財高裁は、本件商標は、同項10号及び11号との関係では本件各使用商標と類似するものではないとしつつ、外観や称呼、観念のうち共通性を有する限度では類似すると認定しています。その上で、本件各使用商標の周知性や両商標の指定役務の関連性の高さ、需要者の共通性等の事情とともに総合的に「混同を生ずるおそれ」を判断し、本件において広義の混同のおそれがあると判断しました。

知財高裁が引用したレールデュタン事件最高裁判決は、類似性の程度を「混同を生ずるおそれ」の判断要素の1つとして挙げているため、商標法4条1項10号又は11号との関係で非類似であったとしても、引用商標が周知や著名である等の他の要素との関わりで、広義の混同が生ずることはあり得ることになります。今回の判決はそのことを示すものといえます。

本件は事例判断ですが、商標法4条1項15号の該当性について、実務上の参考となるところがあると考えられましたので、ご紹介した次第です。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

不正競争防止法

営業秘密該当性、商品等表示該当性を否定した事例

大阪地裁(26部)令和7年4月24日判決(令和5年(ワ)第12720号)裁判所ウェブサイト
〔K型フレーム事件〕



秋田 康博

PROFILEはこちら

1 事案の概要

「K型フレーム」という建築部材(X製品)の製造販売を主たる事業とするX社の元取締役であったY1が、X社退任後にY2社を設立し、同社においてX製品と同一又は類似の製品を製造するなどしていることに関して、X製品の情報等不正に取得して使用する不正競争(不競法2条1項4号))に該当し、またYらが「K型フレーム」等の表示を用いることが他人の商品等表示の使用等(不競法2条1項1号又は2号)に該当するなどとして、X社が、Yらに対し、損害賠償や不正競争に該当する行為の差止めなどを求めました。

なお、Y1がX社を退職するに際して、秘密情報の不使用、X社従業員等の引抜き禁止などを誓約する誓約書を差し入れていたことから、X社は、Y1に対し、誓約書に係る債務不履行による損害賠償等についても請求していますが、本稿では不正競争防止法に関する争点のみをご紹介します。

2 争点

不正競争防止法に関する主な争点は以下の2点です。

- (1) X製品に係る設計図等の情報が「営業秘密」に該当するか。
- (2) X社の「K型フレーム」が「商品等表示」に該当するか。

3 裁判所の判断

裁判所は、上記2点の争点についていずれも否定して、不正競争防止法に基づく請求を棄却しました(なお、同法に基づく請求以外の請求も全て棄却しました。)。その理由は以下のとおりです。

(1) 営業秘密該当性について

裁判所は、営業秘密該当性の判断に当たり、以下の事実を摘示しました。

- ▶ X社の全従業員数は50名で、本社等の従業員で設計、経理、事務、窓口等を担当する16名及び工場事務所の従業員で設計、窓口等を担当する9名の計25名にパソコンが貸与されていた。
- ▶ X製品の情報等は外部接続できない社内サーバに格納されていたが、手間の煩わしさからパスワードは付されておらず、パソコン貸与者であればアクセス可能であった。
- ▶ X社の就業規則には「製品技術・設計…に関する事項」等についての秘密保持義務が規定されていた。

その上で裁判所は、外部からアクセスできないとはいえ、社内サーバに格納された情報にはパスワードが付されておらず、また「部外秘」等の付記もなかったこと、パソコン貸与者の業務は様々であり、全貸与者において必要な情報とは解し難いこと、就業規則における秘密保持義務の対象にX製品の情報が該当するか明示的に表示されていないことなどを挙げ、営業秘密該当性の3要件の一つである秘密管理性を否定して、X製品の情報等を営業秘密に該当するとは認めませんでした。

なお、X製品は一般の建築に供される建築資材であることなどから、非公知性を認めることも困難であるとしています。

(2) 商品等表示該当性について

「K型」や「フレーム」は形状や用途を示すありふれた用語であり、特段顕著な特徴を有する用語は用いられておらず、第三者も同様の部材に「K型フレーム」を使用しているなどとして、商品等表示該当性を否定しました。

4 コメント

本判決の判示に特段目新しいものはありませんが、営業秘密該当性や商品等表示該当性を検討する上での参考になると思い、ご紹介させていただいた次第です。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



事務所NEWS

当事務所の知的財産グループが、IAM Patent 1000 Japan Domesticの分野で高い評価を得ました

Law Business Research Ltdが発行するIAM (Intellectual Asset Management) Patent1000の2025年版において、当事務所はJapan Domesticの下記分野において高い評価を得ました。

また当事務所の弁護士が各分野で高い評価を得ました。

【分野】

- ・Silver : Litigation
- ・Highly Recommended : Transactions
- ・Recommended : Trade secret litigation



Oh-Ebashi LPC & Partners
Recommended Firm 2025

【弁護士】

・Litigation

Gold : 重富 貴光
Silver : 平野 恵稔
Silver : 古庄 俊哉
Bronze : 長谷部 陽平
Bronze : 石津 真二

・Transactions

Highly Recommended : 廣瀬 崇史
Recommended : 重富 貴光

・Trade secrets

Recommended : 重富 貴光

[IAM Patent 1000のウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)

当事務所の弁護士が、IP Stars 2025 の特許分野で高い評価を得ました

Managing Intellectual Property(MIP) が発表したIP Stars 2025 にて当事務所の弁護士が以下の分野において高い評価を得ました。

【弁護士】

- ・Patent star 2025 : 重富 貴光



[IP Stars 2025のウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



執筆情報のご案内

「退職者による営業秘密持ち出し防止策」

執筆者 重富 貴光

書籍名 経営法友会レポート No.616

出版日 2025年6月

出版社等 経営法友会

「最新トピックスで学ぶ知的財産法【第60回】—AIと著作権（前編）—」

執筆者 松本 健男

書籍名 企業と発明Lite2025年5月号

出版日 2025年5月23日

出版社等 一般社団法人大阪発明協会

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。